

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-60 排気管</p> <p>7-60-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>自動車の排気管は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第31条第7項関係、細目告示第41条第6項関係、細目告示第119条第6項関係)</p> <p>① 排気管は、発散する排気ガス等により法第11条第1項の自動車登録番号標又は法第73条第1項(法第97条の3第2項において準用する場合を含む。)の車両番号標の数字等の表示を妨げる位置に開口していないこと。 (細目告示第41条第6項第1号、第119条第6項第1号関係)</p> <p>② 排気管は、車室内に配管されていない等、排気ガス等の車室内への侵入により乗車人員に傷害を与えるおそれが少ないよう配管されていること。 この場合において、次のいずれかに該当する排気管であって排気ガス等を大気に拡散できるものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第41条第6項第2号、第119条第6項第2号関係)</p> <p>ア 運転者室及び客室並びにこれらと連続した空間の延長又は新設がない自動車に備える排気管であって、指定自動車等に備えられた排気管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているもの</p> <p>イ 排気管の開口部の全てが最後部の車軸の中心よりも後方の位置にある排気管</p> <p>ウ 排気管の開口部の全てが自動車の前輪タイヤの最内縁と後輪タイヤの最内縁を結ぶ直線よりも外側の位置にある排気管</p> <p>エ 貨物の運送の用に供する自動車又は大型特殊自動車に備える排気管であって、排気管の開口部の全てが運転者室及び客室並びにこれらと連続した空間の下部以外の位置にあるもの</p> <p>オ 排気管の開口部の周辺構造が運転者室及び客室並びにこれらと連続した空間と確実に遮断されている自動車に備える排気管</p> <p>カ 運転者室及び客室並びにこれらと連続した空間を有していない自動車に備える排気管</p> <p>③ 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車(当該自動車が牽引する被牽引自動車を含む。)若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。(細目告示第41条第6項第3号、第119条第6項第3号関係)</p> <p>④ 自動車(大型特殊自動車を除く。)に備える排気管は、他の交通の安全を妨げるおそれのないものであること。 この場合において、次のいずれかに該当する排気管であっては、この基準に適合するものとする。(保安基準第18条第1項第2号、細目告示第22条第2項、細目告示第100条第2項関係)</p> <p>ア 指定自動車等に備えられた排気管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている排気管</p> <p>イ 次に掲げる位置に備えられている排気管</p> <p>(ア) 長さ方向 自動車の最後端にならない位置であること。</p>	<p>8-60 排気管</p> <p>8-60-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>自動車の排気管は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第31条第7項関係、細目告示第197条第6項関係)</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>ただし、排気管部分を除いた場合の自動車の最後端からの突出量が水平距離で50mm 以内の排気管については、この限りでない。</p> <p>(イ) 幅方向 自動車の最外側にならない位置であること。</p> <p>⑤ 排気管は確実に取付けられており、かつ、損傷していないこと。(細目告示第41条第6項第3号、第119条第6項第3号関係)</p> <p>7-60-2 欠番 7-60-3 欠番 7-60-4 適用関係の整理 (1) 平成29年10月9日以前に製作された自動車については、7-60-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第28条第171項関係)</p> <p>7-60-5 従前規定の適用① 平成29年10月9日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第28条第171項関係)</p> <p>7-60-5-1 性能要件(視認等による審査) 自動車の排気管は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 排気管は、発散する排気ガス等により法第11条第1項の自動車登録番号標又は法第73条第1項(法第97条の3第2項において準用する場合を含む。)の車両番号標の数字等の表示を妨げる位置に開口していないこと。</p> <p>② 排気管は、車室内に配管されていないこと。</p> <p>③ 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車(当該自動車が牽引する被牽引自動車を含む。)若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。</p> <p>④ 大型特殊自動車以外の自動車に備える排気管は、他の交通の安全を妨げるおそれのないものであること。 この場合において、次のいずれかに該当する排気管にあつては、この基準に適合するものとする。 ア 指定自動車等に備えられた排気管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている排気管 イ 歩行者等の通行を妨げるおそれのない排気管</p> <p>⑤ 排気管は確実に取付けられており、かつ、損傷していないこと。</p>	<p>① 排気管は確実に取付けられており、かつ、損傷していないこと。(細目告示第197条第6項第3号関係)</p> <p>8-60-2 欠番 8-60-3 欠番 8-60-4 適用関係の整理 7-60-4の規定を適用する。</p>